

## NEWSWAVE

発行  
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

若手にも増えた「心の病」  
入社 3 年間で「増加」4 割

日本能率協会グループが今年 6 月、会員企業 2,145 社の若手社員（入社 3 年以内）対象に行った『心の病』調査の結果によると、「3 年間で増加した」と答えた企業は約 4 割（前年比 7.4 ポイント増）にのぼったことが分かった。「減っている」も前年の 4% から 1.4% へ低下、病への対応に有効な手が打てない現実が浮き彫りになった。若手社員も雇う理由として、リーマンショック後の急激な景気変動、国際競争、大規模な事業構造改革など全社のタイト&リスク（緊張と不安）が末端まで波及しているためという。しかし、業務最優先でストレスを原因とするメンタルヘルス不調などへの全社体制は後回しになる。

同協会の調査で「対策を実施中」「今後実施予

定」は 60% だが、具体的方法として上司対象に「メンタルヘルス研修を行っている」が約 80% だった。しかし研修で効果があるかという疑問で、「部下へ対処法を伝えているか」というと約 40% に過ぎず「ストレスを溜めない職場づくり」を促す企業は約 35% とさらに下がる。

メンタルヘルス不調の特徴は、回復までの期間が長いこと。うつ病は休業期間が 3 ヶ月ほどかかる。問題は簡単に休業できないことにある。今年の新入社員は「競争より安定」志向という。厳しい就職戦線を勝ち抜き安堵したい気分なのだろうが現実には厳しい。わずか 3 年で「燃え尽き症候群」とは、企業側の対策不備ばかりを責める風潮にも問題があろう。

少額減価償却資産損金算入の特例  
償却資産税の申告が必要な場合も

中小企業者等で、青色申告書を提出する法人が取得等した減価償却資産で、その取得価額が 30 万円未満である少額減価償却資産を有する場合には、その少額減価償却資産の取得価額相当額につき事業の用に供した事業年度において損金経理したときには、その損金経理をした金額は、損金の額に算入される。

これが「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」だが、2010 年度税制改正で適用期間が 2 年延長されている。

一口に少額減価償却資産といっても、次の 3 種類がある。

- ① 少額減価償却資産（10 万円未満：全額損金算入（即時償却））
- ② 一括償却資産（20 万円未満：3 年間で均等償却

（残存価額なし））

- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産（30 万円未満：全額損金算入（合計 300 万円限度））

これらは、資産ごとの選択が可能のため、自社の状況などを考慮して選択する必要がある。

ところで、「30 万円未満の少額資産」であっても、この制度はあくまで国税（法人税）に関する制度のため、地方税である固定資産税（償却資産税）では適用されない。上記の分類のうち、①の少額減価償却資産及び②の一括償却資産については償却資産税の課税はないが、③の中小企業者等の少額減価償却資産は、償却資産税の申告が必要になる。資産ごとの選択そして償却資産税の課否を含めた検討が必要だ。